

ショートステイオーシャンビュー倉敷
(介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護)

重要事項説明書

1 事業を経営する者

事業者の名称	有限会社ケアポート倉敷
事業者の所在地	倉敷市児島下の町9丁目17-17
法人の種別	有限会社
代表者氏名	代表取締役 和泉 雅一

2 事業を実施する施設

施設の名称	オーシャンビュー倉敷		
施設の種別	介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護		
施設の所在地	倉敷市児島下の町9丁目17-17		
施設長名	田村 千鶴		
介護保険指定番号	3370208575		
電話番号	086-470-0577	FAX番号	086-470-6262

3 実施する事業

事業の種類	倉敷市の事業者指定日	利用定員
介護予防特定生活入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護	平成 18年10月 1日	52人
介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護	平成 31年 3月 1日	23人

4 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護を提供することを目的とする。
運営方針	指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

	指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
--	--

5 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地		2269.13 m ²
建 物	構 造	鉄骨造
	延 床 面 積	3499.76 m ²
	利 用 定 員	入居 5 2 人 短期入所 2 3 人

(2) 居 室

居 室 の 定 員	部 屋 数	面 積	1 人 あ た り 面 積
1 人 部 屋	7 室	12.58～13.02 m ²	12.58～13.02 m ²
3 人 部 屋	4 室	34.62～35.18 m ²	11.54～11.72 m ²
4 人 部 屋	1 室	48.29 m ²	12.07 m ²

(3) 主な設備

食堂	機能訓練室
大浴場	職員室
特殊浴槽	静養室
寝台浴槽	洗濯室
医務室	介護材料室
相談室	仮眠室

6 職員の体制

職 員 の 職 種	職員配置	業務内容	保有資格
施 設 長	常勤 1 名	施設職員の管理、業務の実施 状況の把握その他の管理等を 一元的に行う	介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉主事

医 師	嘱託 1 名 以上	利用者に対して、健康管理及び療養上の指導等を行う	医師
生 活 相 談 員	常勤 1 名	利用者またはその家族からの相談に応じ、入居者の自律支援を行う	社会福祉主事
介護・看護職員	常勤換算法で 2 3 名 以上 (内常勤換算法で 3 名 以上は看護職員) (内 1 名は介護支援 専門員と兼務)	介護職員は、利用者の有する能力に応じ、自律した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助等を行う 看護職員は、利用者の健康状態把握と、医師の指示に基づいた看護業務を行う	(介護職員) 介護福祉士他 (看護職員) 看護師 准看護師
栄 養 士	1 名	食事の献立作業、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う	管理栄養士
機能訓練指導員	1 名	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練等を行う	准看護師
事 務 員	常勤＋非常勤 常勤換算法で 1 名 以上	施設に必要な庶務及び経理事務等を行う	
宿 直 員	常勤又は非常勤 (必要数)	施設の開錠・施錠、緊急時の対応等を行う	
調 理 員	日清医療食品 へ委託		

職員の員数については特定施設入居者生活介護を含む

7 職員の勤務体制

従 業 員 の 職 種	勤 務 体 制		
施 設 長	日 勤① 8 : 30 ～ 17 : 30		
生 活 相 談 員			
機 能 訓 練 指 導 員			
介 護 職 員	早 出①	7 : 00	～ 16 : 00
	早 出②	7 : 30	～ 16 : 30
	日 勤①	8 : 30	～ 17 : 30

看 護 職 員	日 勤② 9 : 00 ~ 18 : 00 遅 出① 10 : 00 ~ 19 : 00 遅 出② 11 : 00 ~ 20 : 00 遅 出③ 12 : 00 ~ 21 : 00 夜 勤 16 : 30 ~ 翌 8 : 30 夜間は、職員 3 名で介護にあたります
栄 養 士	日 勤④ 9 : 00 ~ 13 : 00
医 師	週 1 日 1 日 1 時間程度

8 サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自律についても適切な援助を行います。
入 浴	一般浴、特殊入浴ともに週 2 回以上行い、体調不良等にて入浴できない方には、清拭等を行います。
健 康 管 理	嘱託医により、週 1 回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力病院等に責任を持って引き継ぎを行います。 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけの配慮を行います。 (当施設の嘱託医) 医師名：沼本 泰行 ・ 沼本 由美子 診療科：内科 (協力医療機関) 病院名：沼本医院・倉敷シティ病院 倉敷市立市民病院 (協力歯科医療機関) 病院名：山内歯科医院・塩津歯科医院
離床・整容	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
シーツ交換	シーツ交換は週 1 回以上行います。
洗 濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。ただし、特殊な洗濯物については外部に依頼し、実費をいただきます。
相談及び援助	当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 相談窓口：生活相談員
社会生活上の	行政機関に対する手続きが必要な場合は、利用者及びその家族の状況

便 宜	によっては、代わりに行います。
送 迎	利用者及びその家族で来所が困難な方は、当施設の送迎車で入退居の送迎を行います。

(2) 上記介護保険サービスの自己負担額（1日あたり）

※（介護予防）短期入所者生活介護の介護保険料に、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が1日あたりの利用料金となります。）

※下記表は1割負担額の場合となります。

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

※排泄用品（紙パンツ、オシメ等）の提供については介護保険給付サービスの中に含まれております。ただし、当施設指定のものに限ります。

(3) 介護保険給付以外のサービス（法定外給付サービス）

サービスの種類	内 容	
食 費	栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮した食事を提供します。食事はできるだけ離床してフロア内の食堂で取っていただけるように配慮します。 朝食 8 : 00 ~ (食事時間) 昼食 12 : 00 ~ 夕食 18 : 00 ~	
居 住 費	室料（光熱水費、燃料費、修繕費含む）	
食費・居住費の額 (1日あたり)	食 費	居 住 費
	1 日 1,640 円（朝 340 円、昼 650 円、夕 650 円）	915 円（多床室） 2,480 円（個室）
理髪サービス	毎月 1 回外部業者による理髪サービスを利用いただけます。	カット 1, 690 円 顔ぞり 1, 125 円 毛染め 3, 825 円 パーマ 6, 415 円
電化製品持込み使用料	テレビ、冷蔵庫、電気コタツ、扇風機等持ち込み使用される場合は費用をいただきます。	1 日 1 種類 5 3 円
日常生活品・嗜好品の購入代行	日常生活において必要とされる費用（個人の日用品や嗜好品等）は必要に応じて当施設で立替払いし、後日請求させて頂くことも出来ます。	購入代金実費

通院・入院及び予防接種	当施設の医師による健康管理や栄養指導は、介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、他の医療機関への入退院等により対応し、医療保険適用により、別途自己負担をしていただきます。	
	インフルエンザ等の予防接種	実 費

9 加算について（算定条件を満たす場合に限りです）

厚生労働省が定める基準に適合した場合、以下に記載する項目が、介護保険サービスの自己負担額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が加算されます。

※（ ）内は1割負担額の場合となります。

※送迎加算

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と当事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき1割負担の場合184円が介護保険負担額に加算されます。

※若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者（65歳未満の方）に対して個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合

1割負担（120円/日）

※夜勤職員配置加算（Ⅰ）※介護予防を除く

夜勤時間帯に勤務する介護・看護職員を国の基準より1名以上多く配置（業務の効率化を図る観点から、見守り機能の介護ロボットを導入し、効果的に介護が提供できる体制を整備した場合は、介護・看護職員を国の基準より常勤換算0.9以上多く配置）している場合

1割負担（13円/日）

※看護体制加算（Ⅰ）※介護予防を除く

常勤の看護師の配置を1名以上行った場合

1割負担（4円/日）

※看護体制加算（Ⅱ）※介護予防を除く

常勤換算法で1以上の看護職員の配置があり、その看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合

1割負担（8円/日）

※看取り連携体制加算1割負担（64単位/日）（7日を限度）

看護職員の体制確保や医療方針を定め、看取り期の利用者に対してサービスを行った場合に評価する新たな加算を設ける。

※機能訓練指導体制加算

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している場合

1割負担（12円/日）

※療養食加算

利用者の病状等に応じて、医師の指示に基づいた療養食を提供した場合、1日3食を限度として、1食を1回として加算する。

1割負担（8円/回）

※緊急短期入所受入加算 ※介護予防を除く

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない緊急な受入を行った場合、起算日より7日を限度として算定する。

1割負担（90円/日）

※サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である場合 1割負担（6円/日）

※生産性向上推進体制加算Ⅱ 1割負担（10円/月）

介護現場における生産性向上に資する取組を促進する観点から、介護ロボットやICT等の導入等の継続的な活用を支援するため、利用者の安全・質の確保・職員の負担軽減に資する対策をする委員会の開催や必要な安全対策を講じて、見守り機器を1つ以上導入し、業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに取組によるデータの提供を行うことを評価する加算。

※利用者に連続して30日を超えてサービス提供を行った場合

1割負担（起算日より減算30円/日）

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）

介護保険料負担総額に対し、1000分の172に相当する単位数が加算されます。

10 利用料金のお支払方法

利用料金のお支払方法は、下記の方法から、選択することができます。

- 1 指定の金融機関から自動引き落としをする。（引落料必要）
- 2 当施設が指定する金融機関に振り込みをする。（振込料必要）
- 3 当施設の事務所へ持参する。

ご利用料金のお支払い時期

当月ご利用いただいた料金は、末日締めとし、翌月10日までに請求書を送付させていただきますので、請求書が届いた月の20日までにお支払いください。

11 苦情申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や、疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。責任を持って調査、改善させていただきます。

苦情受付担当者：市本 寛 （電話：086-470-0577 受付時間8:30～17:30）

なお、岡山県国民保険団体連合会（電話：086-223-8811 受付時間8:30～17:15）

倉敷市役所介護保険課 （電話：086-426-3343 受付時間8:30～17:15）

岡山市役所介護保険課 （電話：086-803-1240 受付時間8:30～17:15）

早島町福祉課 （電話：086-482-2483 受付時間8:30～17:15）

でも苦情を受け付けております。

※円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

苦情を受け付けた場合は苦情解決責任者へ内容の報告をし、事実確認を行います。内容によってはご利用者、ご家族と面談を行い詳細な聞き取りを行います。その後苦情解決へ向けて施設内で対応を検討し、速やかに解決を図るよう努めます。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰さない事由による場合は、この限りではありません。

13 非常災害時の対応

災害時の対応	別途定める「オーシャンビュー倉敷消防計画」等に則り対応を行います			
近隣との協力関係	近隣の関連施設、地元住民の方々と協力体制を取り、非常時の対応にあたります。			
平常時の訓練	別途定める「オーシャンビュー倉敷消防計画」等に則り年 2 回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。			
防 災 設 備	設 備 名 称	個 数 等	設 備 名 称	個 数 等
	スプリンクラー	あ り	防火扉	あ り
	特別避難階段	1 ヶ所	誘導灯	あ り
	屋外避難階段	1 ヶ所	非常通知装置	あ り
	自動火災報知機	あ り	自家発電器	あ り
	屋 内 消 火 栓	あ り	非常放送設備	あ り
	カーテン等は防火性のあるものを使用しています。			
防 火 計 画 等	消防署への提出日 ： 令和 6 年 7 月 1 日			
	防火管理者 ： 小野 秀明			

14 当施設ご利用者の際に留意いたたく事項

来 訪 ・ 面 会	面会時間 ： 8：30 ～ 21：00 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には、必ず事前に許可を得てください。なお、緊急やむを得ない場合は、ご相談ください。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰居時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫 煙	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。

飲 酒	飲酒につきましては、ご相談ください。
迷 惑 行 為	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に入らないでください。
所持品の管理	原則として、職員にお任せください。
現金等の管理	原則、現金や貴金属の持ち込みはご遠慮願います。 持ち込まれた現金や貴金属の紛失は、施設としては責任をとりかねます
宗 教 活 動 政 治 活 動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動についてはご遠慮ください。
物 品 の 販 売	施設内での物品の販売は一切認めません。
利用の中止、 変更、追加	①利用予定期間の前に利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更、若しくは新たな介護予防短期入所生活介護サービス又は短期入所生活介護サービスの利用を追加することができます。この場合には、当該サービスの利用前日までに事業所へ申し出てください。 ②介護予防短期入所生活介護サービス又は短期入所生活介護サービスの利用変更に対して、事業所の稼働状況より利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用日時を利用者に提示して協議します。 ③利用者は介護予防短期入所生活介護サービス又は短期入所生活介護サービスを利用している期間中でも利用を中止または変更することができます。その場合、既に実施された当該サービスにかかる利用料はお支払いいただきます。

私は、本書面に基づいて、ショートステイオーシャンビュー倉敷の職員
(職名 _____ 氏名 _____) から上記重要事項の説明を受け、
同意しました。

なお、居宅介護支援事業者等に対して必要が生じた場合については、情報を提供すること
に同意します。

令和 年 月 日

入 居 者

住所 _____

氏名 _____ 印

入居者の家族等

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____